

《白河市委託・物価高騰対策生活支援事業》
第6弾しらかわ生活応援割引クーポンキャンペーン 参加店舗募集要項
※募集期間：令和6年1月16日（火）～令和6年5月31日（金）

1 「クーポン」の発行について

新型コロナウイルス感染症が「5類」に移行され、コロナ禍前の日常に戻りつつある中、依然としてエネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する市民生活を支援するとともに、冷え込んだ消費喚起と市内飲食店や小売店等の販売を促進し、地域経済を活性化するため、物価高騰対策生活支援割引クーポン事業として以下のとおり割引クーポンを全世帯に配布する。

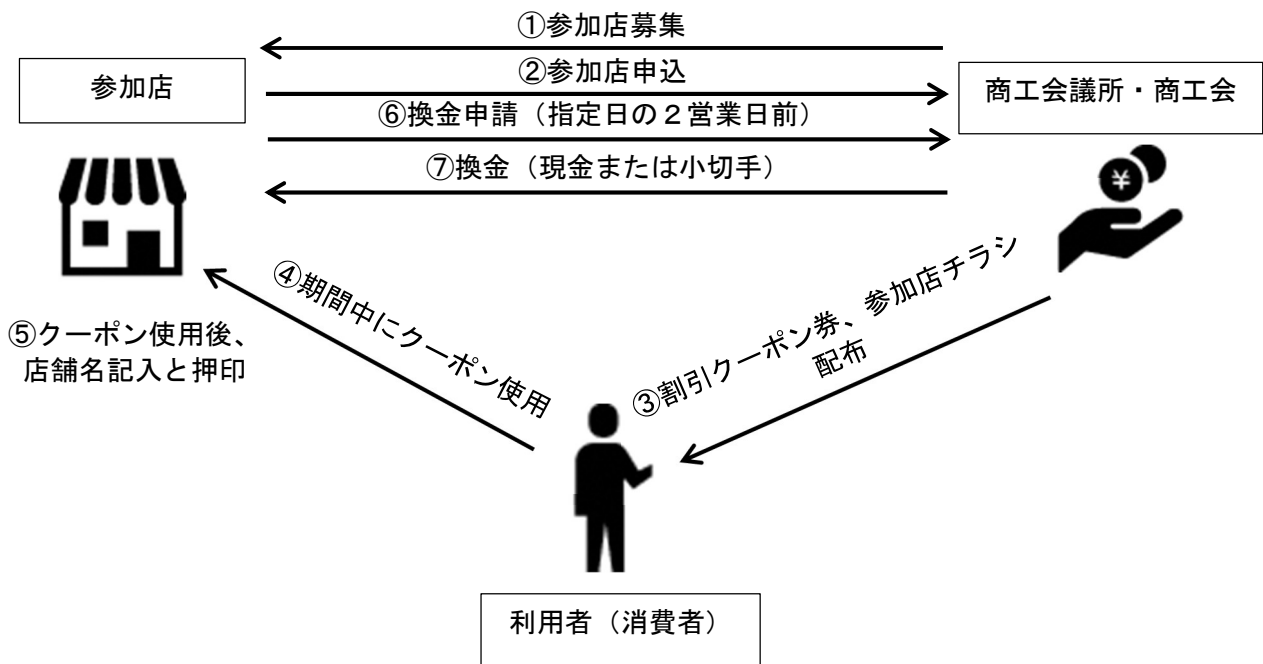
2 「しらかわ生活応援割引クーポン」事業について

(1) 名称	第6弾しらかわ生活応援割引クーポンキャンペーン																														
(2) 発行者	白河市、白河商工会議所、表郷商工会、大信商工会、ひがし商工会																														
(3) 取扱対象者	白河市内に本社または本店がある事業者 ※ガソリンスタンドについては、上記要件を緩和し、市内に店舗がありクーポン券の取扱が可能な事業者の参加を認める。																														
(4) クーポン 額面・配布数	白河市民一人あたり 250 円分×10 枚 (2,500 円分) 白河市内全市民に配布																														
(5) 利用期間	令和6年3月18日（金）～令和6年5月31日（金）																														
(6) 取扱条件	①お会計時 500 円（税込）毎に 1 枚（250 円分）を使用できる取扱いとし、お会計金額に応じて、クーポン枚数分の金額を割り引き、商品・サービス等の提供を行う。 例：お会計時 1,000 円以上の場合、クーポン 2 枚（500 円分）を割り引く。 1,500 円以上の場合、クーポン 3 枚（750 円分）を割り引く。 ②消費者がクーポン使用した場合、使用済みクーポンの裏面に店舗名を記入し押印。（社判等も可とするが、記名押印がないものは換金不可。）																														
(7) 参加費	無料（換金手数料等参加店の負担なし）																														
(8) 換金方法	事前に換金申請書を換金指定日の 2 営業日前までに WEB フォーム・メール・FAX の方法で申込書に選択した換金窓口（白河商工会議所・表郷商工会・ひがし商工会・大信商工会）まで申請する。使用済みクーポンを指定日に換金窓口持参し、現金又は小切手で換金を行う。																														
(9) 換金指定日・ 換金時間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">第 1 回</td> <td style="width: 30%;">3 月 26 日（火）</td> <td style="width: 60%;">【換金申請日：3 月 22 日（金）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>4 月 5 日（金）</td> <td>【換金申請日：4 月 3 日（水）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 3 回</td> <td>4 月 15 日（月）</td> <td>【換金申請日：4 月 11 日（木）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 4 回</td> <td>4 月 25 日（木）</td> <td>【換金申請日：4 月 23 日（火）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 5 回</td> <td>5 月 9 日（木）</td> <td>【換金申請日：5 月 7 日（火）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 6 回</td> <td>5 月 15 日（水）</td> <td>【換金申請日：5 月 13 日（月）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 7 回</td> <td>5 月 27 日（月）</td> <td>【換金申請日：5 月 23 日（木）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 8 回</td> <td>6 月 5 日（水）</td> <td>【換金申請日：6 月 3 日（月）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 9 回</td> <td>6 月 17 日（月）</td> <td>【換金申請日：6 月 13 日（木）まで】</td> </tr> <tr> <td>第 10 回</td> <td>6 月 25 日（火）</td> <td>【換金申請日：6 月 21 日（金）まで】</td> </tr> </table> <p>※最終換金日は令和6年6月25日（火）です。それ以降は換金に応じることができませんのでご注意ください。 ※換金時間は、午前 10 時から午後 5 時まで。 ※申請時に選択した換金窓口をご利用ください。</p>	第 1 回	3 月 26 日（火）	【換金申請日：3 月 22 日（金）まで】	第 2 回	4 月 5 日（金）	【換金申請日：4 月 3 日（水）まで】	第 3 回	4 月 15 日（月）	【換金申請日：4 月 11 日（木）まで】	第 4 回	4 月 25 日（木）	【換金申請日：4 月 23 日（火）まで】	第 5 回	5 月 9 日（木）	【換金申請日：5 月 7 日（火）まで】	第 6 回	5 月 15 日（水）	【換金申請日：5 月 13 日（月）まで】	第 7 回	5 月 27 日（月）	【換金申請日：5 月 23 日（木）まで】	第 8 回	6 月 5 日（水）	【換金申請日：6 月 3 日（月）まで】	第 9 回	6 月 17 日（月）	【換金申請日：6 月 13 日（木）まで】	第 10 回	6 月 25 日（火）	【換金申請日：6 月 21 日（金）まで】
第 1 回	3 月 26 日（火）	【換金申請日：3 月 22 日（金）まで】																													
第 2 回	4 月 5 日（金）	【換金申請日：4 月 3 日（水）まで】																													
第 3 回	4 月 15 日（月）	【換金申請日：4 月 11 日（木）まで】																													
第 4 回	4 月 25 日（木）	【換金申請日：4 月 23 日（火）まで】																													
第 5 回	5 月 9 日（木）	【換金申請日：5 月 7 日（火）まで】																													
第 6 回	5 月 15 日（水）	【換金申請日：5 月 13 日（月）まで】																													
第 7 回	5 月 27 日（月）	【換金申請日：5 月 23 日（木）まで】																													
第 8 回	6 月 5 日（水）	【換金申請日：6 月 3 日（月）まで】																													
第 9 回	6 月 17 日（月）	【換金申請日：6 月 13 日（木）まで】																													
第 10 回	6 月 25 日（火）	【換金申請日：6 月 21 日（金）まで】																													

3 クーポン券の取扱いにおける注意事項

- (1) クーポン券利用は、お会計時 500 円（税込）毎に 1 枚（250 円分）を使用できる取扱いです。
- (2) クーポン券と現金の交換は禁止します。
- (3) クーポン券を消費者が使用した際は、クーポン金額の割引を行うとともに、使用されたクーポン券を受け取り、裏面に店舗名の記入と押印（社判等も可）をして換金日に持参ください。
- (4) クーポン券による割引は、記載の有効期限内のみ取扱い、期限を過ぎた場合は取り扱わないようにお願いします。
- (5) 取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。
- (6) クーポン券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

4 クーポン事業の流れ



※クーポン（イメージ）

表面	裏面
<p>しらかわ生活応援割引クーポン券</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">250円</p> <p>有効期限令和6年5月31日(金)まで</p>	<p>しらかわ生活応援割引クーポン券 使用上の注意</p> <p>***** ***** ***** *****</p> <p>店舗名 _____ (社判も可) 印</p>